

新たな本人確認方法について

(改正犯罪収益移転防止法施行規則の施行を受けて)

2019年1月22日
一般社団法人 Fintech協会
コンプライアンス分科会

1. 背景

平成29年6月21日
金融庁
FinTech協会
新経済連盟

「FinTech時代のオンライン取引研究会」の設置について

FinTech協会・新経済連盟・金融庁は、FinTechに対応した効率的な本人確認の方法など、FinTech時代のオンライン取引に係る諸課題について、関係者が認識を深めつつ、議論・検討を行うため、共催で「FinTech時代のオンライン取引研究会」を設置する。

○ 構成メンバー

FinTech協会、新経済連盟、金融庁、

FINOVATORS、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)
総務企画局企画課調査室 (内線3521、3166)

口座開設、ネットで完結＝本人確認にスマホ活用検討

時事通信 2017年09月11日 16時10分

金融庁と警察庁は近く、銀行口座などを開設する際に必要な手続きをインターネットで完結できるようにする方向で協議に入る。ネットでの口座開設は、キャッシュカードなどを郵送で受け取ることで本人確認を行う仕組みになっており、利用までに時間がかかる。本人確認にスマートフォンを活用するなどして、申し込み後、口座をすぐに利用できない不便さを解消する。

本人確認は、スマホでのビデオチャット（映像通話）と身分証提示の組み合わせや、新規口座への初回入金を既存口座から行うといった海外事例を参考に検討する方針だ。年内にも方向性をまとめ、資金洗浄（マネーロンダリング）への対応から本人確認方法を規定している犯罪収益移転防止法の施行規則の改正に着手したい考え。

口座開設では、現在もスマホアプリを使い、運転免許証をカメラで撮影してネットで送る方法がある。だが、その場合でも必要書類やカードの受け渡しは郵送で行われており、利用開始までに1～2週間かかっている。

2. 改正前の状況

改正前

非対面取引における本人確認の方法としては、犯罪収益移転防止法施行規則上、以下の方法が限定列挙されている

- ① 顧客による本人確認書類の写しの送付と顧客住所宛に転送不要郵便の送付
- ② 顧客住所宛に本人限定受取郵便の送付
- ③ マイナンバーカードによる公的個人認証を用いる方法
- ④ 電子署名を用いる方法

2. 改正前の状況

改正前

- 現在、一般的に非対面取引において用いられている本人確認方法は、郵送フローが前提となっており、取引時確認がオンラインで即座に完結しない
- 郵送費用が負担
- マイナンバーカードを用いた公的個人認証については、マイナンバーカードの普及と、読み取り可能なカードリーダーの普及が大きな課題



情報通信技術を用いて、より効率的な方法で本人確認をすることができないか

3. 諸外国の状況

海外で認められている例

- ① 顧客の申告内容を、顧客がアップロードした本人確認書類で確認
- ② 顧客の申告内容を、公的又は民間機関のデータベースに照合して確認
- ③～⑨ 上記①又は②に加えて、以下のいずれかの追加的措置を講ずる。
- ③ 本人確認書類と送付者を同一機会に撮影して、同一人か確認
- ④ 最初の決済が顧客名義の銀行口座から実施されるかを確認
- ⑤ 事業者が顧客が指定する顧客名義の銀行口座に少額を振り込み、顧客に振込額を確認
- ⑥ 顧客に電話をする（自宅又は職場）
- ⑦ 顧客の雇用者に電話して顧客の雇用を確認
- ⑧ 公証人等が原本に相違ないと証明した本人確認書類を確認
- ⑨ 銀行口座の取引明細書を確認
- ⑩ ビデオチャットを利用した確認方法（但し対面扱いとして）
 - － セキュリティ基準あり
 - － 光学的セキュリティ特徴の確認

4. 未来投資戦略2018

FinTech / キャッシュレス社会の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策:

i) イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

郵便を用いた本人確認手続が、事業者・利用者双方の負担となっているとの指摘があること等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則を速やかに改正し、本人の顔の画像等を活用したオンラインで完結する本人確認手法を導入する。

(未来投資戦略2018「Society5.0」「データ駆動型社会への変革」)

5. 改正犯罪収益移転防止法施行規則の施行経過

意見の募集（パブリックコメント手続）及び公布・施行

平成30年7月2日から同年31日までの間、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を実施
→49件の意見がなされる

平成30年11月30日、警察庁は意見の募集結果について公表し、同日「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」が公布とともに、同日施行（一部は平成32年4月1日施行）

5. 改正犯罪収益移転防止法施行規則の概要

(1) 本人確認用画像情報の送信を受ける方法

ア 当該顧客等の容貌の写真

イ 写真付本人確認書類の画像情報（氏名、住居及び生年月日、貼付された写真並びに本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるもの）の送信を受ける方法

- ソフトウェアの性能は、本人特定事項の確認のために必要な要素を満たしていると合理的に認められるものであることが必要。例えば画像の加工機能のないものでなければならない。
- 厚みその他の特徴は、本人確認書類の外形、構造、機能等の特徴から真正性の確認を行うため。真正性の確認は、現在の技術では目視が必要（但し補助的に機械も可）
- **ア**と**イ**ともに、ランダム行為を求める。
- **ア**と**イ**の顔写真の照合が必要。顔写真の照合は、専ら機械によることも可能。
- 専ら機械による確認を行う場合、十分な性能を有していることが必要。
- 静止画のみならず動画も可。リアルタイムのビデオ通話の場合に、顧客等の挙動を逐次確認するのであれば、不正対策措置を別途とる必要はない

5. 改正犯罪収益移転防止法施行規則の概要

(2) 本人確認用画像情報の送信とともに写真付本人確認書類に組み込まれた当該半導体集積回路（ICチップ）に記録された情報の送信を受ける方法

ア 当該顧客等の容貌の写真

イ 写真付本人確認書類のICチップに記録された情報（氏名、住居及び生年月日、写真の情報）の送信を受ける方法

- イについては運転免許証やマイナンバーカードが想定される
- イについては秘密鍵で暗号化されているICチップに記録された情報に係る事項の送信を受け、これを公開鍵で復号することによって真正を確認する
- (2)の方法については、顔照合について十分な性能を有している機械を利用することにより、本人確認書類の真正のための目視確認を行わないとすることが可
 - ※ (1)の方法は、顔照合について十分な性能を有している機械を用いたとしても、本人確認書類が真正なものであることの確認のために目視による確認を行うことが必要

5. 改正犯罪収益移転防止法施行規則の概要

(3) 本人確認書類の画像又はICチップの情報の送信を受けるとともに、預貯金口座の開設又はクレジットカード契約締結を行う際に、当該顧客等について、氏名、住居及び生年月日の確認を行い、当該確認に係る確認記録を保存し、かつ、顧客等しか知りえない事項その他の同一性を示す事項の申告を受けることにより同一性を確認していることを確認する方法

- 「他の特定事業者」が行った本人確認により得られた情報を確認することが必要であり、単に「他の特定事業者」が本人確認を行い、その記録を保存している事実があることを確認するのみで足りるものではない
- 特定事業者は、本人確認書類に記載の氏名、住居及び生年月日と、「他の特定事業者」が保存している確認記録の氏名、住居及び生年月日の一致を確認する必要がある
- 手法としてはAPIの活用、同一性の確認についてはID・パスワードのほか、生体情報や利用者証明用電子証明書の活用も考えられる
- 特定事業者は、特段の事情のない限り、「他の特定事業者」による過去の本人確認、記録の保存及び同一性の確認が的確に行われていることについてまで責任を負う立場にはないが、顧客から送信を受ける本人確認書類の画像等が真正なものであることなどの確認は必要

5. 改正犯罪収益移転防止法施行規則の概要

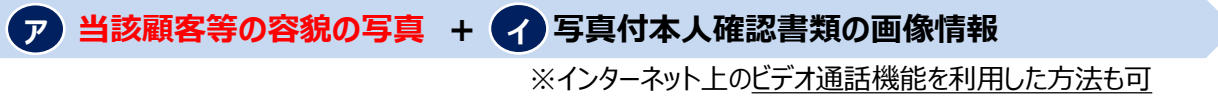
(4) 本人確認書類の画像又はICチップの情報の送信を受けるとともに、預貯金口座に金銭の振込みを行い、当該顧客等からその振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるものの送付を受ける方法

- 本人確認書類に記載の名義人と口座名義等が一致することを確認する必要あり
- ランダムな数字や記号を振込人名に記載し、ランダムな金額を振込むことなどが想定されている
- 預貯金通帳の写しに準ずるものとしては、インターネットバンキングの画面をスクリーンショットで撮影した画像の送付、インターネットバンキングの画面を印字した紙の送付が想定されている
- 振込依頼書の写し、預金口座振替による振込金受付書の写し、キャッシュカードの写しなどは不可とされている

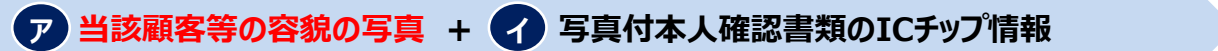
5. 改正犯罪収益移転防止法施行規則の概要

新たに認められる方法（まとめ）

(1) 本人確認用画像情報+本人確認書類の画像



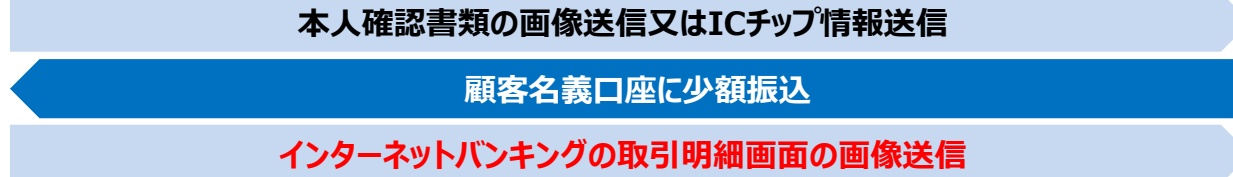
(2) 本人確認用画像情報+ICチップ^①情報送信



(3) 銀行等への照会



(4) 顧客名義口座への少額振込



出典：金融庁「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」の公表について(2018-11-30)
 「オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加」を参照に作成 <https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130/20181130.html>

5. 改正犯罪収益移転防止法施行規則の概要

(5) 郵送フローについての一部規制強化（平成32年4月1日施行分）

- ア 前記(1)又は(2)の方法と同様の画像情報又は情報送信→転送不要郵便等を送付
- イ 現在の住居の記載がある本人確認書類のいずれか二つの書類の写しの送付を受けるか、本人確認書類 + 補完書類又はその写しの送付を受ける→転送不要郵便等を送付
- ウ 本人限定郵便については、写真付き本人確認書類の提示が必要
 - 補完書類については、同居する者のものを含む
 - 本人確認書類の写しに顧客等の現在の住居の記載がないときは、本人確認書類の写しのほかに、2点の補完書類又はその写しの送付を受ける必要がある（この場合同居する者のものは1点に限って認められる）